

2013年漁業センサス結果速報

平成25年11月1日現在

(海面漁業調査)



平成26年8月

石川県県民文化局

は じ め に

この冊子は、平成 25 年 11 月 1 日現在で実施した「2013 年漁業センサス」の石川県分の結果速報をとりまとめたものです。

漁業センサスは、昭和 24 年以来 5 年ごとに行われてきた、漁業に関する唯一の全数調査であり、漁業の生産構造、就業構造及び流通・加工業等、我が国漁業の実態を総合的に明らかにすることを目的とする重要な統計調査です。

平成 24 年 3 月、農林水産省が水産基本法に基づく新しい水産基本計画を策定し、以降「新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化」、「意欲ある漁業者の経営安定の実現」等、様々な施策が展開されています。

しかしながら、原油高や魚価の低迷、経営主の高齢化等、我が国漁業を取り巻く環境は極めて厳しいものがあり、この意味でも、本調査は施策の検証とともに、今後の水産行政の推進に不可欠なものであるといえます。

おわりに、この調査にご協力いただいた漁業関係者、市町及び調査員の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 8 月

石川県県民文化局県民交流課統計情報室

漁業センサスについて

1 調査の目的

漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備する。

2 調査の種類

海面漁業調査のうち漁業経営体調査

漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査、流通加工調査は地方統計組織(地方農政局等)が行う

3 調査期日

平成 25 年 11 月 1 日

4 調査の範囲

海面に沿う県内 15 市町の区域内にある海面漁業経営体

5 調査客体の定義

海面漁業経営体とは、調査期日前 1 年間（平成 24 年 11 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日）に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。

ただし、調査期日前 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

6 利用上の注意

(1) 統計表に用いる記号

…	—	0 又は 0.0	△	x
調査の事実なし	該当なし	単位未満	減少	秘匿

(2) 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 今回の数値は確定値ではなく概数値（速報）であり、確定値は農林水産省による公表後、平成 27 年 3 月までに刊行物で公表する。

I 調査結果の概要

1 漁業経営体の基本構成の推移

漁業経営体数、漁船隻数とも減少した。(4 ページ、表 1 参照)

漁業経営体数はほとんどの階層で減少しており、中でも船外機付漁船及び 1~3 トンの階層で 3 桁の減となった。(5 ページ、表 3 参照)

図 1 経営体階層別経営体数の推移

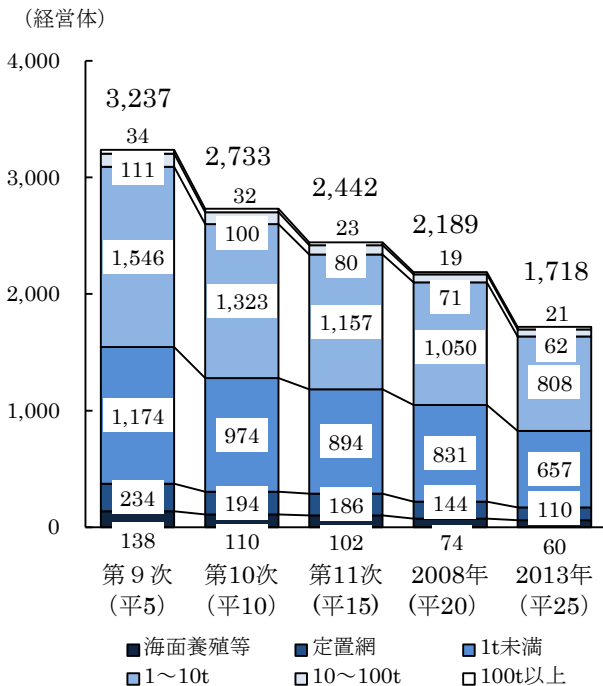
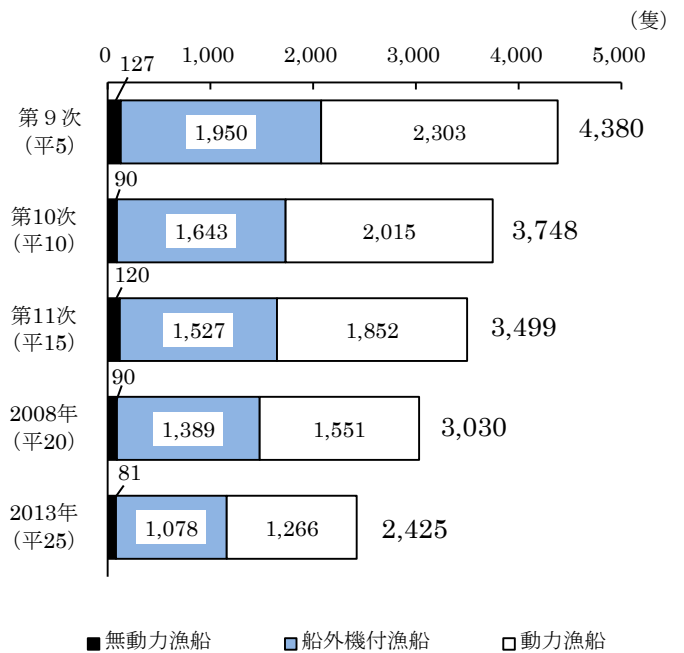


図 2 漁船隻数の推移



- (1) 漁業経営体数は 1,718 で、2008 年漁業センサス (平成 20 年実施、以下「前回」という) に比べ、471 (21.5%) 減少した。(4 ページ、表 1 参照)
- (2) 漁業経営体を経営組織別に見ると、個人経営体は 1,630 で、前回に比べ 458 (21.9%) 減少した。また、団体経営体は 88 で、前回に比べ 13 (12.9%) 減少した。(4 ページ、表 2 参照)
- (3) 漁業経営体を階層別に見ると、ほとんどの階層で減少した。(5 ページ、表 3 参照)
- (4) 漁船総隻数は 2,425 隻で、前回より 605 隻 (20.0%) 減少した。種類別構成では、無動力漁船 3.3%、船外機付漁船 44.5%、動力漁船 52.2% となっており、前回に比べ無動力漁船が 9 隻 (10.0%)、船外機付漁船、動力漁船はそれぞれ 311 隻 (22.4%)、285 隻 (18.4%) 減少した。
また、動力漁船の 1 隻平均トン数は 9.30 トンで、前回より 0.86 トンの増加となった。(4 ページ、表 1 参照)

2 漁業経営体数（漁業種類別、漁獲販売金額別等）の推移

主とする漁業種類別では、わかめ類海面養殖が増加したものの、横ばいであった、まき網とその他の網漁業を除く、全ての種類で減少した。（6 ページ、表 4 参照）

また、漁獲販売金額別では、5 千万～1 億円の階層が増加したが、それ以外の各階層で大きく減少した（8 ページ、表 6 参照）

図3 主とする漁業種類別経営体数の推移

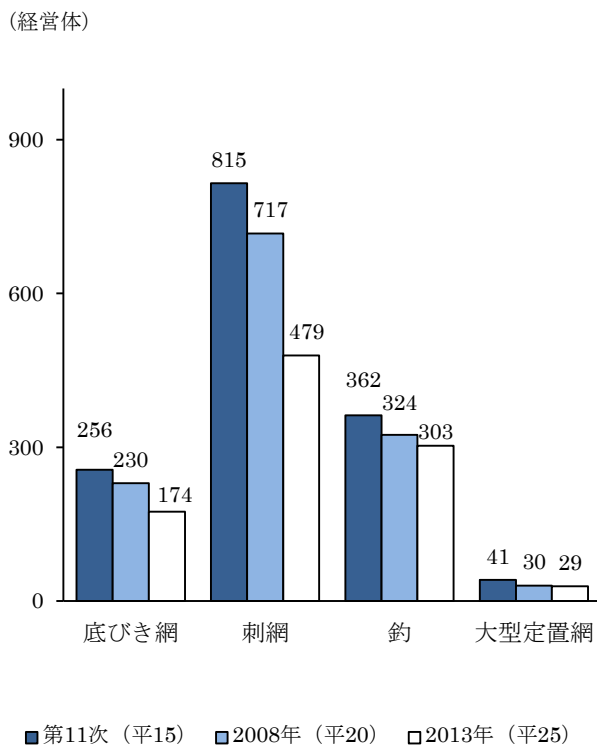
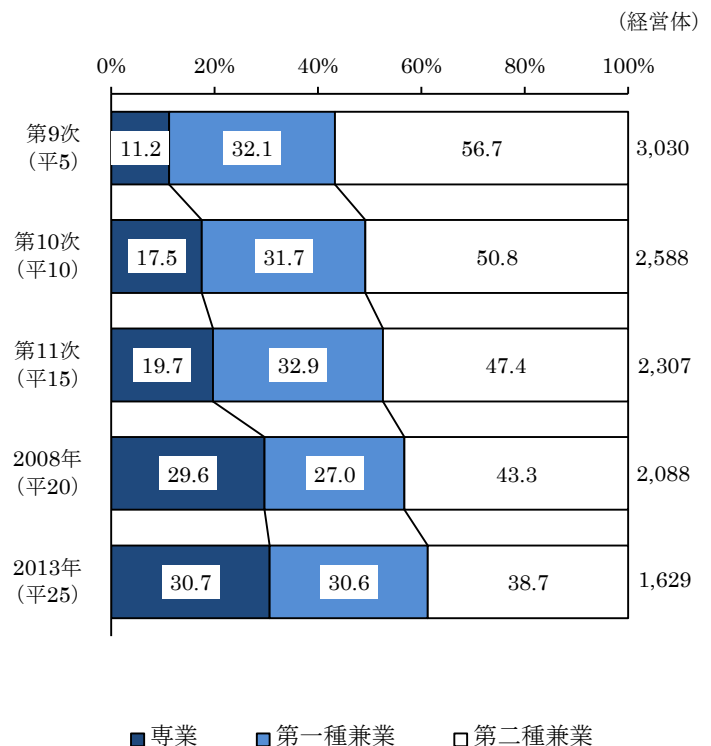


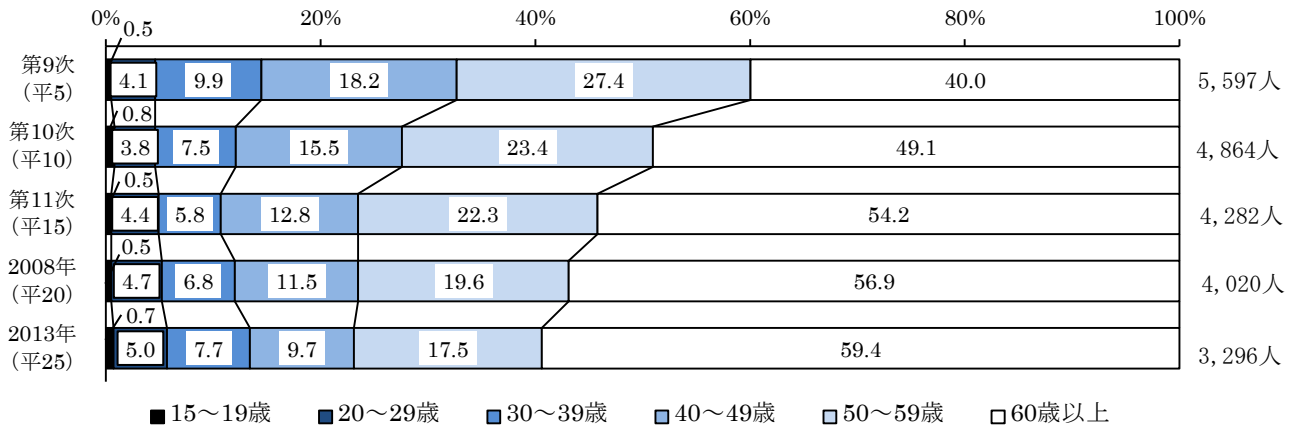
図4 自営漁業の専・兼業別経営体構成比の推移



- (1) 主とする漁業種類別漁業経営体の構成では、刺網が 27.9%、釣が 17.6%、底びき網が 10.1% と上位を占めている。（6 ページ、表 4 参照）
- (2) 市町別漁業経営体数では、宝達志水町以北の能登地区に 1,520 (88.5%) が分布しており、かほく市以南の加賀地区は 198 (11.5%) である。また、前回に比べ全ての市町で減少した。（7 ページ、表 5 参照）
- (3) 漁獲販売金額別にみると、100 万円未満の経営体が 868 (50.5%)、100 万円以上 500 万円未満が 484 (28.2%)、500 万円以上 1,000 万円未満が 146 (8.5%)、1,000 万円以上 5,000 万円未満が 140 (8.1%) などとなった。（8 ページ、表 6 参照）
- (4) 個人漁業経営体の専・兼業別構成比では、専業が 30.7%、兼業が 69.3% (うち漁業が主の第一種兼業は 30.6%、漁業が従の第二種兼業は 38.7%) であり、第一種兼業の割合が増加し、第二種兼業の割合が減少した。（8 ページ、表 7 参照）

3 漁業就業者及び基幹的漁業従事者の推移

図5 年齢別漁業就業者構成比の推移



(1) 漁業就業者数（満15歳以上で過去1年間に、漁業の海上作業に年間30日以上従事した者）は3,296人となった。

年齢別構成比では、前回に比べ15～19歳、20～29歳、30～39歳、60歳以上で増加、40～49歳及び50～59歳で減少した。

今回も50歳以上の就業者は76.9%と全体の4分の3以上を占め、中でも60歳以上、特に65歳以上の就業者が占める割合が4割を超えている。

また、男女別構成比では、男89.2%、女10.8%であった。（9ページ、表8参照）

図6-1 基幹的漁業従事者の年齢別構成比 (2008年)

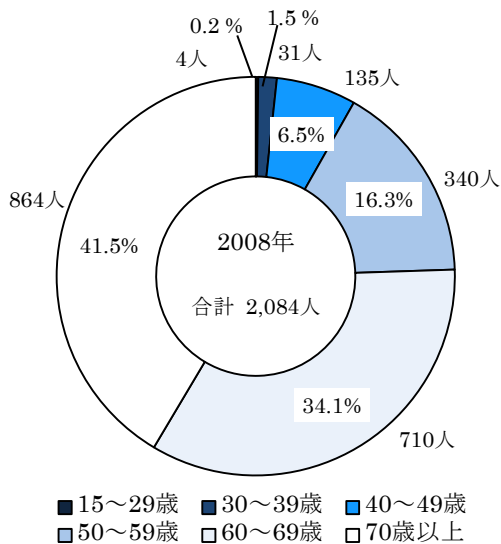
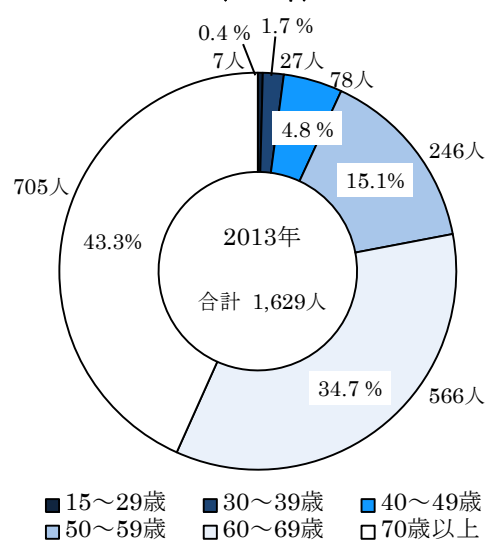


図6-2 基幹的漁業従事者の年齢別構成比 (2013年)



(2) 基幹的漁業従事者（個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者）1,629人の年齢別構成比をみると、60歳以上が1,271人（78.0%）を占めている。

うち、60歳以上70歳未満は566人（34.7%）、70歳以上が705人（43.3%）であり、漁業経営体の約95%を占める個人経営体の高齢化が進んでいる。（3ページ、図6-2、4ページ、表2参照）

Ⅱ 統 計 表

表 1 漁業経営体の基本構成の推移

調査区分 調査項目		第 9 次 漁 業 センサス (平成5年)	第 10 次 漁 業 センサス (平成10年)	第 11 次 漁 業 センサス (平成15年)	2008年漁業センサス (平成20年)		2013年漁業センサス (平成25年)		2008年 漁 業 センサスとの比較		
					実 数	構成比	実 数	構成比	増減数	増減比	
漁業経営体数		3,237	2,733	2,442	2,189	/	1,718	/	△ 471	△ 21.5 %	
漁	総数 (隻)	4,380	3,748	3,499	3,030	100.0	2,425	100.0	△ 605	△ 20.0	
	無動力漁船 隻数 (隻)	127	90	120	90	3.0	81	3.3	△ 9	△ 10.0	
	船外機付漁船 隻数 (隻)	1,950	1,643	1,527	1,389	45.8	1,078	44.5	△ 311	△ 22.4	
船	動 力 漁 船	隻数 (隻)	2,303	2,015	1,852	1,551	51.2	1,266	52.2	△ 285	△ 18.4
		総トン数 (トン)	20,801	20,076	15,831	13,086	/	11,774	/	△ 1,312	△ 10.0
	1隻平均 トン数 (トン)	9.03	9.96	8.55	8.44	/	9.30	/	0.86	10.2	

表 2 経営組織別漁業経営体数の推移

調査区分 組織区分		第 9 次 漁 業 センサス (平成5年)	第 10 次 漁 業 センサス (平成10年)	第 11 次 漁 業 センサス (平成15年)	2008年漁業センサス (平成20年)		2013年漁業センサス (平成25年)		2008年 漁 業 センサスとの比較	
					実 数	構成比	実 数	構成比	増減数	増減比
総 数		3,237	2,733	2,442	2,189	100.0	1,718	100.0	△ 471	△ 21.5 %
個人経営体		3,030	2,588	2,307	2,088	95.4	1,630	94.9	△ 458	△ 21.9
団 体 経 営 体	会 社	63	67	71	70	3.2	69	4.0	△ 1	△ 1.4
	漁 業 協 同 組 合	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	漁 業 生 産 組 合	6	4	4	3	0.1	3	0.2	0	0.0
	共同経営	133	70	55	28	1.3	16	0.9	△ 12	△ 42.9
	その他 (注)	5	3	5	-	-	-	-	-	-
小 計		207	145	135	101	4.6	88	5.1	△ 13	△ 12.9

(注) 第11次センサス以前は、「官公庁・学校・試験場」

表3 経営体階層別漁業経営体数の推移

調査区分 階層区分	第9次 漁業 センサス (平成5年)	第10次 漁業 センサス (平成10年)	第11次 漁業 センサス (平成15年)	2008年漁業センサス (平成20年)		2013年漁業センサス (平成25年)		2008年漁業 センサスとの比較		
				実数	構成比	実数	構成比	増減数	増減比	
総数	3,237	2,733	2,442	2,189	100.0	1,718	100.0	△471	△21.5	
漁船非使用	9	16	10	12	0.5	17	1.0	5	41.7	
漁 船 使 用	無動力漁船 の 船外機付漁船 (注1)	7	7	5	5	0.2	5	0.3	0	0.0
	1トン 未 満	1,158	951	879	57	2.6	49	2.9	△8	△14.0
	1～3 ト ン	729	614	487	443	20.2	314	18.3	△129	△29.1
	3～5 ト ン	509	473	426	401	18.3	317	18.5	△84	△20.9
	5～10 ト ン	308	236	244	206	9.4	177	10.3	△29	△14.1
	10～30 ト ン	73	75	61	55	2.5	52	3.0	△3	△5.5
	30～100 ト ン	38	25	19	16	0.7	10	0.6	△6	△37.5
	100～200 ト ン	16	17	11	10	0.5	14	0.8	4	40.0
	200～500 ト ン	7	9	7	6	0.3	4	0.2	△2	△33.3
	500～1000 ト ン	6	4	4	3	0.1	3	0.2	0	0.0
	1000トン 以 上	5	2	1	-	-	-	-	-	-
	大型定置網	43	28	41	30	1.4	29	1.7	△1	△3.3
	小型定置網	191	166	145	114	5.2	81	4.7	△33	△28.9
地びき網(注2)	10	10	9	
海 面 養 殖	まだい(注3)	8	3	1	1	0.0	-	-	皆減	-
	かき類	104	90	82	72	3.3	57	3.3	△15	△20.8
	わかめ類	8	2	4	-	-	2	0.1	皆増	-
	その他	8	5	6	1	0.0	1	0.0	0	0.0

(注1) 2008年センサス以降、船外機付漁船を1トン未満の動力漁船から分離し、新規の階層とした。

(注2) 地びき網は、2008年センサス以降「動力船使用」の該当欄に計上する。

(注3) 第8次及び第9次センサスでは「たい類」

表4 主とする漁業種類別漁業経営体数の推移

調査区分 漁業種類	第9次 漁業 センサス (平成5年)	第10次 漁業 センサス (平成10年)	第11次 漁業 センサス (平成15年)	2008年漁業センサス (平成20年)		2013年漁業センサス (平成25年)		2008年漁業 センサスとの比較		
				実数	構成比	実数	構成比	増減数	増減比	
総数	3,237	2,733	2,442	2,189	100.0	1,718	100.0	△ 471	△ 21.5	
底びき網	323	297	256	230	10.5	174	10.1	△ 56	△ 24.3	
船びき網	119	69	47	32	1.5	19	1.1	△ 13	△ 40.6	
地びき網(注1)	10	10	9	
まき網	14	20	10	10	0.5	10	0.6	0	0.0	
刺網	1,173	1,018	815	717	32.8	479	27.9	△ 238	△ 33.2	
敷網	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大型定置網	43	28	41	30	1.4	29	1.7	△ 1	△ 3.3	
小型定置網	191	166	145	114	5.2	81	4.7	△ 33	△ 28.9	
その他の網漁業	-	-	9	27	1.2	27	1.6	0	0.0	
はえ縄	171	86	48	67	3.1	56	3.3	△ 11	△ 16.4	
釣	487	376	362	324	14.8	303	17.6	△ 21	△ 6.5	
採貝・採藻	466	452	492	437	20.0	379	22.1	△ 58	△ 13.3	
その他の漁業	112	111	115	127	5.8	101	5.9	△ 26	△ 20.5	
海面 養殖	まだい(注2)	8	3	1	1	0.0	-	-	-	-
	かき類	104	90	82	72	3.3	57	3.3	△ 15	△ 20.8
	わかめ類	8	2	4	-	-	2	0.1	皆増	-
	その他	8	5	6	1	0.0	1	0.0	0	0.0

(注1) 地びき網は、2008年センサス以降「動力船使用」の該当欄に計上する。

(注2) 第8次及び第9次センサスでは「たい類」

表5 市町別漁業経営体数の推移

調査区分 市 町	第 9 次 漁 業 センサス (平成5年)	第 10 次 漁 業 センサス (平成10年)	第 11 次 漁 業 センサス (平成15年)	2008年漁業センサス (平成20年)		2013年漁業センサス (平成25年)		2008年漁業 センサスとの比較	
				実 数	構成比	実 数	構成比	増減数	増減比
総 数	3,237	2,733	2,442	2,189	100.0	1,718	100.0	△ 471	△ 21.5
金 沢 市	39	44	35	31	1.4	29	1.7	△ 2	△ 6.5
七 尾 市	669	536	419	394	18.0	283	16.5	△ 111	△ 28.2
小 松 市	24	26	32	32	1.5	20	1.2	△ 12	△ 37.5
輪 島 市	590	513	491	415	19.0	336	19.6	△ 79	△ 19.0
珠 洲 市	466	386	345	308	14.1	256	14.9	△ 52	△ 16.9
加 賀 市	110	87	70	90	4.1	73	4.2	△ 17	△ 18.9
羽 咋 市	74	67	70	47	2.1	43	2.5	△ 4	△ 8.5
か ほ く 市	55	32	27	25	1.1	22	1.3	△ 3	△ 12.0
白 山 市	70	58	51	42	1.9	30	1.7	△ 12	△ 28.6
能 美 市	11	4	4	4	0.2	3	0.2	△ 1	△ 25.0
内 灘 町	42	29	26	23	1.1	21	1.2	△ 2	△ 8.7
志 賀 町	461	398	360	300	13.7	228	13.3	△ 72	△ 24.0
宝達志水町	15	25	26	27	1.2	16	0.9	△ 11	△ 40.7
穴 水 町	159	120	104	99	4.5	81	4.7	△ 18	△ 18.2
能 登 町	452	408	382	352	16.1	277	16.1	△ 75	△ 21.3
能 登	2,886	2,453	2,197	1,942	88.7	1,520	88.5	△ 422	△ 21.7
加 賀	351	280	245	247	11.3	198	11.5	△ 49	△ 19.8

(注)宝達志水町以北は能登地区に、かほく市以南は加賀地区に計上する。

表6 漁獲販売金額別漁業経営体数の推移

調査区分 金額区分	第9次 漁業 センサス (平成5年)	第10次 漁業 センサス (平成10年)	第11次 漁業 センサス (平成15年)	2008年漁業センサス (平成20年)		2013年漁業センサス (平成25年)		2008年漁業 センサスとの比較	
				実数	構成比	実数	構成比	増減数	増減比
					%		%		%
総数	3,237	2,733	2,442	2,189	100.0	1,718	100.0	△ 471	△ 21.5
100万円未満 (販売金額なしを含む)	1,360	1,239	1,174	1,125	51.4	868	50.5	△ 257	△ 22.8
100～500万円	1,075	809	732	573	26.2	484	28.2	△ 89	△ 15.5
500～1千万円	362	303	233	204	9.3	146	8.5	△ 58	△ 28.4
1～5千万円	329	292	224	202	9.2	140	8.1	△ 62	△ 30.7
5千万～1億円	56	34	34	35	1.6	37	2.2	2	5.7
1～10億円	52	51	44	47	2.1	42	2.4	△ 5	△ 10.6
10億円以上	3	5	1	3	0.1	1	0.1	△ 2	△ 66.7

表7 自営漁業の専・兼業別個人漁業経営体数の推移

調査区分 専・兼業区分	第9次 漁業 センサス (平成5年)	第10次 漁業 センサス (平成10年)	第11次 漁業 センサス (平成15年)	2008年漁業センサス (平成20年)		2013年漁業センサス (平成25年)		2008年漁業 センサスとの比較		
				実数	構成比	実数	構成比	増減数	増減比	
					%		%		%	
総数	3,030	2,588	2,307	2,088	100.0	1,629	100.0	△ 459	△ 22.0	
専業 (自営漁業のみ)	339	453	455	619	29.6	500	30.7	△ 119	△ 19.2	
兼業	第一種兼業 (漁業が主)	974	820	758	564	27.0	499	30.6	△ 65	△ 11.5
	第二種兼業 (漁業が従)	1,717	1,315	1,094	905	43.3	630	38.7	△ 275	△ 30.4
	小計	2,691	2,135	1,852	1,469	70.4	1,129	69.3	△ 340	△ 23.1

表 8 漁業就業者数の推移

調査区分 調査項目		第 9 次 漁 業 センサス (平成5年)	第 10 次 漁 業 センサス (平成10年)	第 11 次 漁 業 センサス (平成15年)	2008年漁業センサス (平成20年)		2013年漁業センサス (平成25年)		2008年 漁 業 センサスとの比較	
					実 数	構成比 %	実 数	構成比 %	増減数	増減比 %
年 齢 別 漁 業 就 業 者 数	総 数	5,597	4,864	4,282	4,020	100.0	3,296	100.0	△ 724	△ 18.0
	15～19歳	28	39	21	19	0.5	24	0.7	5	26.3
	20～29歳	228	185	188	189	4.7	164	5.0	△ 25	△ 13.2
	30～39歳	556	365	248	275	6.8	253	7.7	△ 22	△ 8.0
	40～49歳	1,017	752	548	464	11.5	321	9.7	△ 143	△ 30.8
	50～59歳	1,531	1,136	957	787	19.6	576	17.5	△ 211	△ 26.8
	60歳以上	2,237	2,387	2,320	2,286	56.9	1,958	59.4	△ 328	△ 14.3
	うち65歳以上	1,291	1,543	1,702	1,707	42.5	1,474	44.7	△ 233	△ 13.6
男女別 就業者数	男	4,840	4,270	3,753	3,525	87.7	2,939	89.2	△ 586	△ 16.6
	女	757	594	529	495	12.3	357	10.8	△ 138	△ 27.9

(参 考) 用 語 の 解 説

過去1年間	平成24年11月1日～平成25年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 (イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、専用船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁獲販売金額	過去1年間の漁獲物（養殖の収獲物を含む。）の販売金額である。
漁業種類	
主とする漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。

経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <ol style="list-style-type: none"> a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業 <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <ol style="list-style-type: none"> a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作

	業
	<ul style="list-style-type: none"> b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除 c 池及び水槽の見回り d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） e 収獲物の取り上げ作業
漁業の陸上作業	<p>漁業に係る作業のうち、海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。） イ 漁具、漁網、食料品の積み込み作業 ウ 出港・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ エ 悪天時の出漁待機 オ 餌の仕入れ及び調餌作業 カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめの干し作業 キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業 ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者を使用しているときは、漁業の陸上作業とはしない。 ケ 自家漁業の管理運營業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）
経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。
第1種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。
第2種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。
自営漁業の経営主	自営漁業の経営に責任を持っている者をいう。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属人である人等。

経営主の就業状態

自営漁業のみ

個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事に従事していない者をいう。

自営漁業が主

個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業の年間従事日数が自営漁業以外の年間従事日数を上回る者をいう。

自営漁業が従

個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業以外の年間従事日数が、自営漁業の年間従事日数を上回る者をいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

漁業就業者

漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

2013年漁業センサス結果速報

平成26年8月発行

編集・発行 石川県県民文化局県民交流課統計情報室
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
電話 (076)225-1342 (直通)
(076)225-1111 (代表) 内線3750
電子メール toukei@pref.ishikawa.lg.jp
ホームページ <http://toukei.pref.ishikawa.jp/>